

## 研修施設 申請要項 (2016年4月認定分)

日本脳神経血管内治療学会専門医制度規則および施行細則に従い、研修施設認定を行います。  
認定希望施設は、以下の要項を熟読し、必要書類をそろえて申請してください。なお、認定は1年ごとに行われるので、これまで研修施設認定を受けている施設も申請が必要です。

### 1. 対象施設

以下の1) 2) とともに満たす施設が対象です。

#### 1) 指導医の所属施設であること。

\*所属施設については、後述の「所属施設に関する附則」を熟読のこと。

\*1人で2ヶ所以上の所属施設を持つことはできない。

#### 2) 前年度に30例以上、または直近の過去3年間に90例以上の脳血管内治療を行っている施設であること。

\*申請する年の前年1月1日から12月31日の間に、30例の脳神経血管内治療を行っている、または申請する年の前年を含む直近3年間(1月1日から12月31日)に、90例の脳神経血管内治療を行っていること。

\*その間、指導医が「所属」していなければならない。

\*従って、指導医に認定されてから1年未満の者は申請資格がない。

### 2. 認定期間

2016年4月1日から2016年3月31日まで。

### 3. 申請受付

**2016年1月1日から1月31日まで。 \*1月31日(日)消印有効です。**

### 4. 申請方法

新規・更新ともに、申請書類(様式401、様式402、様式403、様式404)に必要事項を記入の上、締切期日までに、下記住所に郵送(書留)または宅急便にてお送り下さい。

### 5. 申請手数料について

当面、申請手数料は無料とします。

### 6. 申請書類

以下の3種類とWEB報告

1) 研修施設認定申請書(様式401)

2) 指導医所属証明書(様式402)

3) 実施症例一覧表(様式403)

4) 研修施設報告: WEB報告=<https://jp.surveymonkey.com/r/W8MRLKZ>

書式は学会ホームページ(<http://www.jsnet.umin.jp/>)からダウンロードしてください。

プリントアウトした書類をご提出下さい。

### 7. 研修施設認定

専門医指導医認定委員会にて提出書類を審査します。

審査終了後、審査結果を通知いたします。

研修施設認定証については、希望施設のみ有料にて申し受けます。

8. 申請書類送付先 (要注意: 今回から変更)

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 35 信濃町煉瓦館  
一般財団法人国際医学情報センター内  
日本脳神経血管内治療学会 事務局

9. 問い合わせ先:

日本脳神経血管内治療学会事務局 (専門医制度担当)  
TEL:03-5361-7555、FAX:03-5361-7091、E-mail: jsin-hq@umin.net

10. 研修施設制度の概説

<認定>

- 1) NPO 法人日本脳神経血管内治療学会 (以下学会) は、脳神経血管内治療の専門訓練を行うために、専門医制度施行細則に定めた条件に該当する施設に対し、研修施設を認定することができる。
- 2) 研修施設の認定を受けようとする施設は、必要な書類を学会に提出しなければならない。
- 3) 研修施設を申請する施設は次の各項の条件を満たしていなければならない。
  - 1. 附則に定める指導医の所属施設
  - 2. 前年度に 30 例以上、または直近の過去 3 年間に 90 例以上の脳血管内治療を行っている施設  
\*本制度における「所属施設」とは附則に規定したものを指す。  
\*ひとりの指導医が申請できる研修施設は 1 ヶ所に限る。
- 4) 研修施設の申請および更新は、前年度(1-12 月)の実績報告書と認定申請書の提出にて行う。  
\*申請受付は年 1 回 (毎年1月~2月頃) のみ行う。
- 5) 認定は1-3月の認定委員会にて行われ、4月1日より発効する。
- 6) 研修施設の有効期間は 1 年とし、以降は更新手続きを要する。  
\*認定期間は 4 月 1 日から 1 年間、1 年ごとに更新申請を行う必要がある。

<専門医受験>

- 7) 専門医試験を受験しようとする者は、研修施設にて 1 年以上の専門訓練を受けることを原則とする。  
\*事情により不可能な場合は代替規定あり
- 8) 研修施設にて 1 年以上の専門訓練を受けた者は、専門医試験における実地監査が免除される。

<認定の変更>

- 9) 転任などにより研修施設に指導医が不在となった場合には認定を停止する。  
ただし指導医が、前医の転任後 30 日以内に研修施設に所属した場合は、その日より研修施設の認定は継続される。
- 10) 以下の理由で、申請指導医が研修施設から離れる場合は、研修施設指導医異動届を速やかに専門医制度事務局に提出すること(書式は学会ホームページからダウンロード可)。
  - 1. その施設に指導医がいなくなる場合
  - 2. 別の指導医が既にいる場合
  - 3. 30 日以内に別の指導医の赴任が決まっている場合

<重要>

- 11) 後述の研修施設に関する規則・細則・附則を参照のこと。
- 12) 虚偽の申請であると判断された場合は、研修施設ならびに指導医・専門医の資格取消を含む厳しい処分を科すことがある。特に、「所属施設に関する附則」の「実質的活動施設」には留意すること。

<提出書類記載上の注意>

1) 研修施設認定申請書 (様式 401)

- ・ 新規・更新のいずれかを○で囲んでください。
- ・ 指導医名で申請していただきますが、認定は施設（病院）単位です。  
病院名で申請してください。診療科ではありません。  
同一施設に2名以上の指導医がいる場合は、代表者1名が申請してください。異なる診療科に複数名いる場合も1名で結構です。  
申請施設名（病院名）は正確に記述してください。
- ・ 大学所属の場合は、附属病院名で申請してください。  
○○大学附属病院・附属△△病院・附属△△病院など、複数の附属病院がある場合は、それぞれを1施設として扱います。  
医療法人○○会として複数の病院がグループになっている場合も、それぞれを1施設として扱います。  
その他複数の病院がグループとなっている場合も同様に扱います。
- ・ 施設長名は、病院長（またはその施設を代表する者）の名前を記入してください。  
教授や診療科長ではありません。
- ・ 施行症例数の欄は、どちらかを選んで記入してください。
- ・ 研修施設認定証について  
研修施設認定証については、希望施設のみ有料にて申し受けます。  
研修施設認定証は、B4サイズ厚紙、縦長横書きで、1部につき10,000円が必要です。  
ご希望の施設は、必要部数を記入して下さい。  
認定が認められた場合は、認定通知とともに代金支払いのための振込用紙をお送りします。  
認定されなかった場合は、申込は無効と致します。

2) 指導医所属証明書 (様式 402)

- ・ 研修施設認定申請書 (様式 401) に記載した「施設長（病院長）」が、直筆署名または公印を押すことにより証明して下さい。

3) 実施症例一覧表 (様式 403)

- ・ 研修施設認定申請書 (様式 401) で、「最近1年間に30例以上の脳神経血管内治療を施行している」をチェックした場合は、対象症例のうち30例の一覧を記入してください。
- ・ 最近1年間に30例以上を満たさない場合も、最近3年間に90例以上あれば申請できます。  
その場合は、様式401の「最近3年間に90例以上の脳神経血管内治療を施行している」をチェックの上、対象症例のうち90例の一覧を記入してください。
- ・ 病名欄は簡潔に書いてください。

4) 研修施設報告

- ・ WEB 報告=<https://jp.surveymonkey.com/r/W8MRLKZ>
- ・ これまでの様式404報告は不要です

## 【研修施設に関する関連規則・細則・附則（抜粋）】

NPO法人日本脳神経血管内治療学会 専門医制度施行規則

### 第5章 研修施設

（研修施設の認定）

第17条 学会は、脳神経血管内治療の専門訓練を行うために、細則に定めた条件に該当する施設に対し、研修施設の認定をすることができる。

第18条 前条の認定を受けようとする施設は、必要な書類を学会に提出しなければならない。

2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、前条の認定をする。

3. 前項の認定は、NPO法人日本脳神経血管内治療学会研修施設名簿に登録することにより行う。

（認定の更新の申請）

第19条 第17条の認定の更新を受けようとする施設は、細則に定める書類を学会に提出しなければならない。

2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、第17条の認定を更新する。

3. 前項の更新は、NPO法人日本脳神経血管内治療学会研修施設名簿に登録することにより行う。

（認定の取り消し）

第20条 学会は、研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の議を経て研修施設の認定を取り消す。

1. 正当な理由を付して研修施設の資格を辞退したとき。
2. 研修施設の資格を失ったとき。
3. その他、研修施設として不相当であると認められたとき。

NPO法人日本脳神経血管内治療学会 専門医制度施行細則

### 第4章 研修施設の認定と更新に関する細則

（申請の資格）

第18条 研修施設を申請する施設は次の各項の条件を満たしていなければならない。

1. 附則に定める指導医の所属施設
2. 前年度に30例以上、または直近の過去3年間に90例以上の脳血管内治療を行っている施設

（認定の申請）

第19条 研修施設の認定を申請する施設は、次に定める書類および手数料を一定の期日までに認定委員会に提出する。

1. 研修施設認定申請書
2. 指導医所属証明書
3. 実施症例一覧表

（認定の審査）

第20条 認定委員会は、申請書類に基づく審査を行い、所定の規準を満たす施設を研修施設として認定する（学会への報告）

第21条 認定委員会は、第20条の規定により申請施設に対する審査を実施したときは、合議の上、その結果を学会に報告するものとする。

（指研修施設の有効期間）

第22条 研修施設の有効期間は1年とし、以降は第23条に定める更新手続きを要する。

（更新手続きおよび審査）

第23条 研修施設の更新手続きには以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

1. 研修施設更新申請書
2. 指導医所属証明書
3. 実施症例一覧表

### 研修施設に関する附則

1. 研修施設の申請および更新は、前年度(1-12月)の実績報告書と認定申請書の提出にて行う。

2. 認定は1-3月の認定委員会にて行われ、4月1日より発効する。

3. 転任などにより研修施設に指導医が不在となった場合には認定を停止する。ただし指導医が、前医の転任後30日以内に研修施設に所属した場合は、その日より研修施設の認定は継続される。

4. 細則第3条-2の脳神経血管内治療の専門訓練は研修施設にて行うことを原則とする。ただし、事情により不可能な場合には、指導医のもとで30症例を研修し、研修目録を作成することにより申請可能とする（専門医の認定と更新に関する附則 2参照）。
5. 研修施設での専門訓練を1年間以上行ったものには、専門医試験における実地監査を免除する

#### 研修施設認定に関する附則

1. 本専門医制度における所属施設とは原則として常勤施設をさす
2. 書類上の常勤施設と実質的活動施設\*が違うときは、申告により実質的活動施設を所属施設として指定できる
3. 書類上の常勤施設を持たない医師については、実質的活動施設がある場合に限り当該施設を所属施設として指定できる\*\*
4. 上記以外の例外、要望事項は個別に審査する

\*：実質的活動施設とは、概ね1週間に4日(32時間)以上勤務(滞在)する施設を言う。報酬の有無を問わない。

\*\*：所属施設として登録できるのは、1医師あたり1施設のみ(原則として常勤施設)である。異動や主たる活動場所の選択により所属施設を変更することは可能だが、同時に重複して2施設以上を登録することは出来ない。

\*日本脳神経血管内治療学会専門医制度に関する規則・細則の全文は、学会ホームページ（トップページ → 専門医制度 → 規則）で確認して下さい。